

広報広聴一年

—平成24年度版—

沖縄県知事公室広報課

は し が き

平成24年度は、復帰40周年を迎えるとともに、新たな振興計画がスタートする節目の年となります。

新たな振興計画を効率的かつ効果的に推進していくためには、県政情報を適時・的確にわかりやすく県民に発信するとともに、県民の多様な意見や要望等を把握し、県政へ反映させていくことがこれまで以上に重要となってきます。

このため県では、広報活動として広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる媒体を通して県民に情報を伝えるとともに、広聴活動として知事視察広聴や知事へのたよりをはじめ、行政オンブズマン制度や県民ご意見箱の活用等により県民の意見・要望等を聴取することで、県民と県政の双方向のコミュニケーションの確立に取り組んでいるところです。

また、これらの広報・広聴活動に加え、パブリシティ活動として、新聞、ラジオ、テレビなどのマスコミ機能の積極的な活用を図っております。

この「広報広聴一年」は平成24年度広報広聴計画や平成23年度広報広聴事業実績のあらましについて収録したものです。

本書が広報広聴活動の理解の一助となり、業務の参考資料として御活用頂ければ幸いです。

平成24年7月

知事公室広報課長

金城 健

も く じ

広報課の組織及び所掌事務

I 広報課の組織	1
II 広報課の所掌事務	1
III 沖縄県広報広聴連絡会議	4

平成24年度広報広聴計画

I 広報活動	6
II パブリシティ活動	11
III 広聴活動	17
IV 行政オンブズマン制度	19

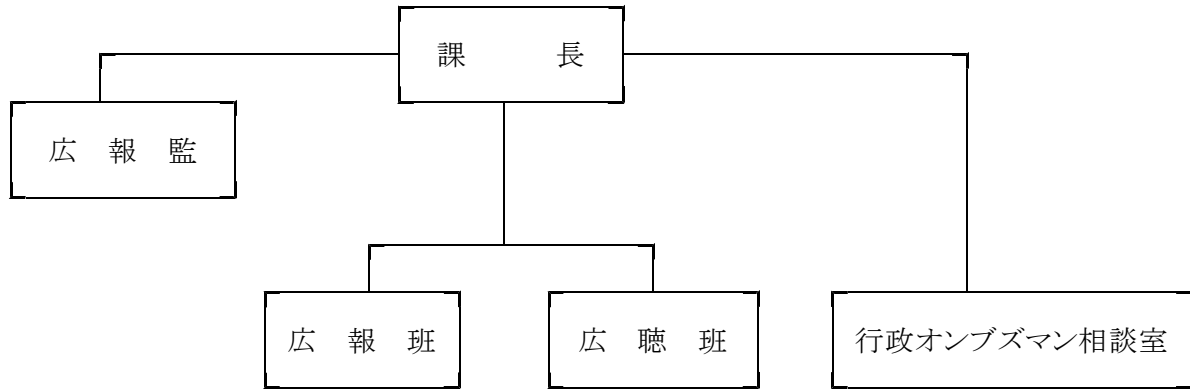
平成23年広報広聴事業実績

I 広報活動の実績	
1. 広報誌「美ら島沖縄」内容一覧	20
2. 「県民サロン」広報実績	24
3. 県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」放送一覧	30
4. 「ラジオ県民室」放送一覧	34
5. 「電光広報塔」広報実績	40
6. 庁内放送実績	44
7. 県政出前講座	45
8. 沖縄県県民意見公募	46
9. 県庁見学者への県政概要説明	48
10. 県民ハンドブック	48
11. 全国広報コンクール	49
12. 臨時特別広報実績	50

II	パブリシティ活動の実績	
1.	定例記者会見	51
2.	知事臨時記者会見回数	52
3.	知事ぶら下がり会見回数	53
4.	知事インタビュー等回数	53
5.	県政記者クラブへの投げ込み資料の件数	53
III	広聴活動の実績	
1.	知事に対する陳情等の処理	54
2.	県民ご意見箱の対応	57
3.	官公庁合同行政相談への対応	58
IV	北方領土返還要求運動の実績	59
V	行政オンブズマン制度の実績	60

広報課の組織及び所掌事務

I 広報課の組織



(平成24年4月1日現在)

II 広報課の所掌事務

1. 県行政の広報及び広聴に関すること。
2. 県の広報及び広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
3. 報道機関との連絡調整に関すること。
4. 県行政のイメージ施策に関すること。
5. 陳情等の処理に関すること。
6. 行政オンブズマンに関すること。
7. 県旗、県章等に関すること。

課内の分掌事務

(1) 広報監の分掌事務

1. パブリシティ業務に関すること。
2. 三役会議、庁議等の立ち会い。
3. 知事の記者会見及び記者懇談会に関すること。
4. 記者クラブとの連絡調整に関すること。
5. 知事への取材申し入れ、知事コメントの作成、調整に関すること。
6. その他特命事項。

(2) 広聴班の分掌事務

1. 県行政の広聴に関すること。
2. 県の広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
3. 知事視察広聴に関すること。
4. 県政懇談会に関すること。
5. 知事の行政産業視察に関すること。
6. 陳情、要請等の処理に関すること。
7. 知事へのたよりの処理に関すること。
8. 県民ご意見箱に関すること。
9. 県民意見公募制度に関すること。
10. 県政出前講座に関すること。
11. 沖縄県ホームページに関すること。
12. 県ホームページ「知事のページ」「沖縄こどもランド」「おきなわカレンダー」に関すること。
13. 課ホームページに関すること。
14. 「iJAMP」「ELNET」に関すること。
15. 「行政記録」の発行に関すること。
16. 電子庁内報「あさぎ」の編集発行に関すること。
17. 「広報広聴一年」に関すること。
18. 県民ハンドブックに関すること。
19. 北方領土に関すること。
20. 広報広聴連絡会議に関すること。
21. 県旗、県章、CI等に関すること。
22. 庁内放送に関すること。
23. 議会に関すること。
24. 課の予算に関すること。
25. 課の庶務・経理に関すること。
26. 行政オンブズマン制度に関すること。
27. 知事の記者会見、記者懇談会の対応及び記録に関すること。
28. 県政記者クラブ、記者会見室の管理に関すること。

(3) 広報班の分掌事務

1. 県行政の広報に関すること。
2. 県の広報活動の総合的企画及び調整に関すること。

〈印刷広報〉

3. 県広報誌「美ら島沖縄」の編集・発行に関すること。

〈電波広報〉

4. ラジオ番組「ラジオ県民室」に関すること。
5. テレビ番組「うまんちゅひろば」に関すること。

〈新聞広報〉

6. 新聞広報「県民サロン」に関すること。
7. 臨時特別広報に関すること。

〈電光広報〉

8. 電光広報塔による広報に関すること。

〈インターネット〉

9. 「知事のページ」のフォトギャラリーに関すること。
10. 県ホームページ「県民ガイド」に関すること。

〈その他〉

11. 広報広聴連絡会議に関すること。(広報班に係わるもの)
12. 写真の取材及び写真管理に関すること。
13. 班備品の管理、点検に関すること。
14. 広報コンクール及び広報セミナーに関すること。
15. 「都道府県展望」「財界九州」「九州マーケティングアイズ」「あすの九州・山口」に関すること。

Ⅲ 沖縄県広報広聴連絡会議

沖縄県広報広聴連絡会議は、県が行う広報及び広聴に関する重要事項の連絡、協議および調整を行うためのものです。

《組 織》

会 長 知事公室長
副会長 知事公室秘書広報統括監
委 員 総務部総務統括監
企画部企画調整統括監
環境生活部環境企画統括監
福祉保健部福祉企画統括監
農林水産部農政企画統括監
商工労働部産業振興統括監
土木建築部土木企画統括監
文化観光スポーツ部観光政策統括監

平成24年度 広報広聴計画

平成24年度広報広聴事業の進め方について

県の広報広聴活動は、県政の情報を自主広報媒体の活用によって分かりやすく県民に知らせる(広報)とともに、県政に対する県民の意見・要望等を聴取し、これを行政施策に反映させる(広聴)ことにより、県民と県政との間の双方向のコミュニケーションを確立することを目的としている。

広報と広聴は表裏一体であり、広報広聴が十分に機能することによって県民と県政の間で意志疎通が図られ、県政に対する県民の参加意識も高まり、県民の県政に対する理解と協力に基づいた民主的・効率的な行政運営に資することができる。

県政の運営にあたっては、県民の理解と協力を得て進める必要があり、広報広聴の重要性を今一度認識した上で効果的な広報広聴を展開する。

また、行政広報におけるパブリシティ活動は重要であり、特にマスコミ報道に対する関心度や、その社会的影響を考慮して、マスコミ機能の積極的活用を図っていく必要がある。

以上の考えに基づき、平成24年度は次の広報広聴事業を推進する。

I 広報活動

県民生活に深く関わる県政について、県民の理解と協力を得るため、効果的な広報活動を積極的に進めます。

1. 印刷媒体

(1) 県広報誌「美ら島 沖縄(ちゅらしま おきなわ)」の発行

県政の動きや施策の内容等について“県民に親しまれる誌面づくり”を目標に企画・編集し、県政への理解と協力を求めます。

(月刊16, 500部、年12回毎月1日発行、A4版、全20ページ[オールカラー])



(2) 新聞紙面購入(広告の掲載)

県内紙の新聞紙面に、県政の主要施策や県の実施する行催事等を掲載します。

「県民サロン」: 毎月1回(15日)、全3段、年12回掲載(沖縄タイムス、琉球新報)

The image is a screenshot of a newspaper page titled '県民サロン' (County Resident Salon) No. 496. The page is filled with various notices and advertisements, organized into columns. At the top, there is a banner for '40 沖縄復帰40周年' (40th Anniversary of Okinawa's Return). The main content includes sections for '試験・募集' (Exams and Recruitment) and 'お知らせ' (Notice). A prominent notice on the right side is titled '「ていする」の管理について' (Regarding the Management of 'Tei-suru'), which mentions the Okinawa Men's and Women's Community Center. The page also includes contact information for the center at the bottom right.

(3) 臨時特別広報

県の重要な施策・事業、特に県民生活に大きく関わり、県民の理解と協力が強く求められる施策・事業について、その時々に応じた効果的媒体を使用し、臨時的広報を行っています。

平成23年度実績 「東日本大震災の被災者支援について」

(平成24年3月16日 沖縄タイムス、琉球新報に掲載)

2. 電波媒体

(1) 県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」の制作・放送

平成24年度から、番組の形態や放送時間を変え、県民に届く県政広報番組づくりに取り組んでいます。また、県ホームページでは、番組のストリーミング放送も行っています。(毎週土曜日更新)



番組収録風景

放送局	曜日	放送時間
沖縄テレビ	土	09:55～10:00
琉球朝日放送		15:55～16:00

(2) 県政ラジオ番組「ラジオ県民室」の制作放送

お昼のひととき、県が実施する行事や募集のお知らせなどを行っています。

月曜日から金曜日の昼、約5分間

- ・ラジオ沖縄(864 KHz) 11:50～11:55
- ・RBCiラジオ(738 KHz) 11:55～12:00
- ・FM 沖縄(87.3 MHz) 12:55～13:00

3. その他

(1) 電光広報塔

主に県が実施する週間、月間行事や催事等の周知を図ります。

表示時間は、午前7時から午後11時まで毎日表示しています。

表示板の規模

- ・高さ 9m33cm
 - ・幅 85cm
 - ・奥行 20cm
- 文字(1表示枠につき縦12文字)
- ・1文字の大きさ縦64cm×横64cm
 - ・文字色 ...赤、黄緑、オレンジの3色カラー表示



電光広報塔

(2) 庁内放送

庁内の職員及び来庁者に対し、迅速に伝達する必要があるものを放送します。

(3) 県政広報テレビの活用

県政広報テレビ番組「うまんちゅひろば」の再放送をはじめ、各部局等が制作したビデオテープ等を県民ホールに設置してあるテレビ(2台)で放送します。

(4) 県民ガイド(イベント・試験・募集・お知らせ)

各課からの広報依頼をまとめ、沖縄県ホームページに掲載します。

4. 「おきなわ県政出前講座」の実施

県の職員等が直接県民の皆様のもとに出向き、県が日頃取り組んでいる事について説明する「おきなわ県政出前講座」を実施します。

平成24年度は、15分野、96テーマを準備しています。

5. 刊行物の発行

(1) 行政記録

行政記録は、県政をめぐる県内外の動き等を日誌風に記録したもので、昭和20年から毎年発行しています。平成20年度からは電子版のみとなります。

(2) 広報広聴一年

広報課業務の年間計画および実績の概要です。平成19年度からは電子版(PDF)を発行しています。

6. 県ホームページ

(1) トップページの管理

県ホームページのトップページの編集・管理を行っています。平成19年度からトップページ右部にバナー広告を掲載し、その広告料は県の貴重な財源として活用されます。

「トップページ」 →



(2) 知事のページ(ハイサイ仲井眞です)

知事からのメッセージや知事日程のほか、記者会見でのコメントなどを紹介しています。

「ハイサイ仲井眞です」→



(3) 子ども向け沖縄紹介ホームページ「沖縄こどもランド」

県内外の子どもたちを対象に、沖縄県の概要(暮らし、自然、文化、産業など)を分かりやすく説明しています。

「沖縄こどもランド」→



(4) 電子庁内報「あさぎ」の編集発行について

県職員間の親睦、連携を図るため、職員の投稿による原稿を編集し、原則として毎月 15 日に庁内電子掲示板に庁内報を掲載しています。

「あさぎ」→



Ⅱ パブリシティ活動

新聞、ラジオ、テレビなどの報道媒体（マスメディア）は、速報性、連続性、広域性を備え、その報道された内容に対する信頼度には高いものがあります。県では、広報誌やテレビ、ラジオ等による自主的広報活動とあわせて、これらの報道機関へ県の施策事業等を正しく理解してもらい、県民にも分かりやすい記事にしてもらうために積極的に情報提供等を行っています。

1. 知事定例記者会見

知事定例記者会見は、原則として毎週金曜日の午前10時から特別会議室（庁議室）で行います。



知事定例記者会見

2. 資料提供（ニュースリリース）

定期発表の統計など定型的なもので特に口頭による説明を要しないものについては、作成した資料を県政記者クラブに加入している報道関係機関（22社）に配付します。

3. 知事記者会見

知事が必要と認めるとき、又は県政記者クラブから申し入れがあったときは、臨時記者会見を行います。

4. レクチャー

膨大な調査結果や複数多岐にわたる事項などについては、その内容を記者に正しく理解してもらう必要があるため、担当者（原則として課長）から記者に対して詳細な説明を行います。

※ 「県政運営におけるマスコミ対応について」の留意事項については、平成15年3月25日付け総広第828号の通知文を参考にしてください。

なお、通知文中「定例記者懇談会」は「定例記者会見」と読み替えてください。
通知文の概要は、次頁以下のとおりです。

県政運営におけるマスコミ対応について（概要）

～パブリシティの留意すべき事項～

（平成15年3月25日付け総広第828号通知文の概要）

第1 はじめに

パブリシティ活動とは、行政の情報をマスコミに提供し、記事やニュースとして、取り上げてもらい、県政に対する県民の理解と協力を得ることを目的とする。

第2 パブリシティの適切な対応

県行政のパブリシティは、テレビ、新聞、ラジオ、通信の22社が加盟している「沖縄県政記者クラブ」を通して行っている。

行政情報の提供は、記者クラブの協力を得ながら、記者会見、資料提供、取材への対応などの方法で行っている。

1 記者発表について

(1) 広報課へ事前に連絡又は相談する

(2) 発表者を誰にするかを定める

・知事以外では部局長、課長が発表

<迅速かつ適切な対応が必要な事項>

ア 県政の基本方針に関する重要な施策事業に関すること。

イ 県民に与える影響が大きい事件・事故等に関すること。

(3) 発表は正確に分かりやすく行う

(4) タイミングを考えて発表する

・発表事項のニュース性を失わせないように留意する。

ア [発表時期] について

(ア) 重要事項等の処理経過中の内容の発表

(イ) 予定されている行事の内容、調査結果等の発表

(ウ) 事件事故等緊急に対応する内容の発表

イ [発表時刻] について

(ア) 新聞の場合

・夕刊（本土紙）～午前10時

・翌朝の朝刊～午後7時

(イ) 放送の場合

ニュースの放送の時間帯によって異なるが、夕方放送の締め切りは、正午より早めである。

(5) 資料の解禁日を明確に示す

- ・理由が明確であれば解禁日は厳守される。
- ・事前に記者クラブとの了解が必要である。

(6) 記者発表を事前に通知する

- ・少なくとも2日程前には県政記者クラブに事前通知する。

(7) 発表事項の訂正は早急に行う

- ア 取材（発表）は終えたが、まだ報道されていないものを訂正する場合
- ・直ちに取材した記者に理由を述べ、訂正を申し入れる。
- イ 既に報道されたものを訂正する場合
- ・報道機関に非があった場合（明らかに誤報であること）は、訂正を求める。

2 記者発表の具体的な方法

(1) 知事の定例記者会見について

- ・原則毎週1回（議会開会中は除く）開催

(2) 記者会見について

- ・行政側からセットする場合と記者からの求めに応じて行う場合がある。

(3) 資料提供について

ア 資料配付（投げ込み）

- ・定型的なものなどで、特に口頭による説明を要しない資料は報道機関に配付する。

(ア) 確実な資料提供

- ・投げ込み資料は、24部用意する。記者クラブボックスに23部（22社＋クラブ控え分）投げ込む。1部は広報課へ。

(イ) 投げ込み時間帯

a 午後5時までの投げ込み

- ・緊急を要するものは、事前に広報課と調整する。

b 午後5時以後の投げ込み

- ・記者が不在の場合が多いので、トラブルの原因となる場合が

多い。

- ・広報課と連携し、幹事社連絡をする等、適切に対応する。

(ウ) 解禁付き資料、緊急を要する資料

- ・事前に広報課に情報を提供し、調整を行うこと。

(エ) 幹事社連絡

- ・県政記者クラブ各社へ緊急の周知が必要な場合、あるいは午後5時以降投げ込みの場合に幹事社を通して各社へ連絡する。

イ レクチャーについて

- ・特定の事項や資料等については、関係者が記者に対して詳細な説明を行うこと。

ウ ブリーフィングについて

- ・非公開の会議や頭撮りの取材だけを許可した会議等の後で、責任者がその内容について、説明すること。

※（参考：「頭撮り」について）

会議の取材等で、その冒頭のみ取材を許可すること。

あらかじめ、「開始後何分」等、取材時間を明確に申し出ておく。

3 取材への対応

- ・原則的にすべてのマスコミに対して、誠意をもって応じるべきである。
- ・すべての職員がそれぞれの責任と権限に応じて、記者に対して接することが大切である。
- ・課室長のパブリシティ・マインド（パブリシティのあるべき姿）は、極めて重要であり、管理監督職員として必須条件である。

(1) 取材対応のシステム

ア 確実で整合性を保つ

- ・行政情報は、確実で整合性が保たれていなければならない。

イ 役割分担と共有化を図る

- ・日頃から所管する事務事業について、日常的に情報を把握し、公表すべきもの、公表する内容等を検討する。
- ・取材への対応は、すべての職員がその職務の権限と責任に応じた役割を分担するルールを決めておく。
- ・情報を整理し、共有化が図られるよう心掛ける。

(2) 取材対応の実際

ア 一本化し、迅速に行う

- ・取材の窓口は一本化し、迅速かつ誠意をもって行う。
- ・即答できないときは、事後の取扱いについて説明し、了解を得る。

イ 事実を正確に伝える

- ・あいまいな表現や誇張をせず、事実を正確に伝え、誤解や誤報がないようにする。

ウ 複数の者で行い、記録する

- ・取材対応は複数の者で行うことが望ましく、取材内容は記録する。

第3 最後に

1 県民とのパートナーシップを築く

自分の仕事を今一度、県民の目線で見直してみるという意識改革を通して、職員一人一人が県を代表しているという自覚と責任を持つことが、県民との真のパートナーシップを築くことになる。

2 全職員が広報マンである

- ・広報活動は、全職員がそれぞれの仕事を通じて行うものであり、「全職員が広報マンであり、広報ウーマンである。」という自覚と実践が大事である。
- ・適切なパブリシティ活動がその機能を十分発揮することによって、県民と県政との意思の疎通が図られ、県政に対する県民の意識も高まり、県民の理解と協力に基づいた県政運営が実現するものである。

県政記者クラブ加盟一覧

(平成24年4月1日現在)

社 名	住 所	社 名	住 所
沖縄タイムス (代)860-3000 (政)860-3551 (FAX) 860-3482 (社)860-3552	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル	時事通信 867-1211 FAX861-5112	那覇市泉崎1-14-8
琉球新報 (代)865-5111 (政)865-5155 (FAX) 861-6444 (社)865-5158	那覇市天久905	日本テレビ 867-1503 FAX 862-0496	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内
琉球放送 (代)867-2151 (FAX) 862-5047 (報)860-2063	那覇市久茂地2-3-1		
沖縄テレビ (代)863-2111 (FAX) 860-2646 (報)863-1683	那覇市久茂地1-2-20	ラジオ沖縄 〔準会員〕 (FAX) 869-2249 869-2219	那覇市西1-4-8
NHK (代)865-2222 (FAX) 865-3615 (報)865-3641	那覇市おもろまち2-6-21	FM沖縄 〔準会員〕 (FAX) 869-2249 877-2361	浦添市字小湾40
琉球朝日放送 (代)860-1199 (FAX) 861-1000 (報)860-1984	那覇市久茂地2-3-1 琉球放送会館内	沖縄建設新聞 〔準会員〕 FAX) 867-1295 867-1290	那覇市泊3-5-6
朝日新聞 867-1972 (FAX)863-8545	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル	宮古テレビ 〔準会員〕 (FAX) 863-8823 866-3829	那覇市前島3-11-1 ホテルシティーコート内
毎日新聞 867-2395 (FAX) 866-1213	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内	宮古毎日新聞 〔準会員〕 (FAX) 861-9092 861-9117	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内
読売新聞 867-2393 (FAX) 860-7574	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内	八重山毎日新聞 〔準会員〕 (FAX) 868-1105 868-1105	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内
産経新聞 861-6778 (FAX) 860-3070	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内	宮古新報 〔準会員〕 (FAX) 835-9440 988-1812	那覇市泉崎1-10-3 琉球新報ビル内
日本経済新聞 862-0148 (FAX)862-5995	那覇市久茂地1-3-1 久茂地セントラルビル内	沖縄ケーブルネットワーク 〔準会員〕 (FAX) 863-0609 863-1115	那覇市久茂地1-2-20
共同通信 862-2070 (FAX) 863-5231	那覇市おもろまち1-3-31 那覇新都心メディアビル		

ク ラ ブ 2 加 2 盟 社 状 況	(正会員14社、準会員8社)	
	地元14社	<input type="checkbox"/> 新聞 6社 <input type="checkbox"/> ラジオ 2社 <input type="checkbox"/> テレビ 6社
	本土8社	<input type="checkbox"/> 新聞 5社 <input type="checkbox"/> 通信 2社 <input type="checkbox"/> テレビ 1社

Ⅲ 広聴活動

県民参加による民主的な県政運営に資するため、広聴活動を積極的に推進します。

1. 陳情等の処理

知事あての陳情等について、民主的な行政サービスの向上に資するため、適正かつ迅速な処理を行います。

処理経過

県民から知事あてに提出された陳情書等は、総務私学課で收受し、文書配布簿に登載した後、広報課に回付されます。

(陳情書等が直接担当部局等へ手交された場合は、総務私学課を経由せずに当該部局より広報課に回付されます。)

回付された陳情書等は、広報課で所管を定め、陳情等処理台帳に登載されます(所管が不明確なものは行政改革推進課と協議する)。

台帳登載後、知事部局に係るものについては、「陳情等送付票」(3枚1組)を作成して、1部は広報課で保管し、他の2部は当該陳情書に添付して、主管部等の文書主管課に送付します。

また、行政委員会、企業局及び病院事業局に係るものについては、「陳情等回送票」(2枚1組)を作成して、1部は広報課で保管し、他の1部は当該陳情書に添付して主管の行政委員会、企業局又は病院事業局に回送します。

陳情書の送付を受けた各部等の文書主管課では、2部送付された伝票の1部を保管し、他の1部を陳情書に添付して所管課に送付します。

所管課では、当該陳情の内容を検討して、陳情に対し回答するか、または閲覧に供した後、伝票の処理状況欄に所要事項を記入し、各部等の文書主管課を経由して広報課に報告することになっています。

広報課では、これらの報告に基づき台帳の処理状況欄に所要事項を記入し、陳情処理の経緯を把握するようにしています。

なお、陳情の内容が複数の部等にまたがる場合はそれぞれの関係部等、または行政委員会等に「陳情等(写)送付書」と陳情書の写しを送付し、必要に応じて主管部等と調整して処理することになっています。

2. 知事へのたより

県民参加行政および開かれた県政を推進するため、電子メール、ファクシミリ、手紙、はがき等により寄せられた提言・意見等を迅速に処理します。

3. 県民ご意見箱の設置

県民起点の行政サービスを実現していくために意見や要望を気軽に投函できるように本庁舎をはじめ 21 カ所に「県民ご意見箱」を設置しています。用紙は毎日回収し、所管課に回して、原則として2週間以内に回答します。また、本人が希望すれば、郵送で回答を送付しています。ご意見と回答について、個人のプライバシーに係るものを除き、投函された設置箇所の掲示板に掲示しています。

4. 官公庁合同行政相談への対応

沖縄行政評価事務所が主催する「暮らしの行政相談所」等の開催の際、県の窓口となって関係部等担当職員の派遣要請等、連絡調整にあたります。

5. 知事行政視察

県関連事業、公共施設、民間企業等の視察を通じて地域の状況を知事自ら把握し、知事の基本理念である現場に根ざした政策の推進に寄与することを目的として、知事行政視察を実施しています。

《 知 事 行 政 視 察 》



Flight Simulation Okinawa（北谷町）

6. 県民意見公募手続きの実施

県政の基本的な政策を立案する過程で案を公表し、県民から意見を公募し、県民の意見を反映させる機会を確保します。

IV 行政オンブズマン制度

沖縄県行政オンブズマンは、県政に対する県民の苦情を簡易、迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与することを目的として平成7年4月1日に発足した制度です。

1. 行政オンブズマンの職務

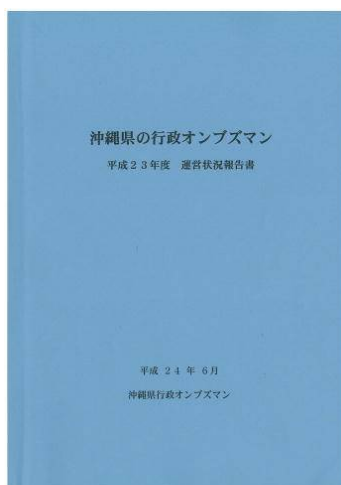
行政オンブズマンの職務は、次のとおりです。

- (1) 県政に対する県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること。
- (2) 県政の非違等については是正などの措置を講ずるよう提言すること。
- (3) 県政に関する制度等の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 提言、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) その他県政に対する県民の苦情に関すること。

2. 所管外事項

行政オンブズマンが処理する「苦情」とは、自己の利害に係る県の機関(議会と公安委員会は除く)の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為となっており、自己の利害に関わらない事項及び次の事項は除かれています。

- (1) 判決、裁判等により確定した権利関係に関する事項。
- (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項。
- (3) 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)及び沖縄県個人情報保護条例(平成17年沖縄県条例第2号)に関する事項。
- (4) 県職員の人事、給与その他勤務条件に関する事項。
- (5) 行政オンブズマンの行為に関する事項。



「沖縄県の行政オンブズマン」
平成23年度運営状況報告書 A4版